

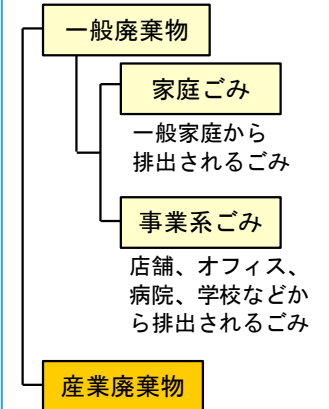
4. 名古屋の産業廃棄物

1) 一般廃棄物と産業廃棄物

ごみ（廃棄物）は、**一般廃棄物と産業廃棄物**に大別されます。廃棄物の取り扱い（収集や処理・埋め立て処分）は、法律によって厳しく規制されています。

産業廃棄物の処理を委託した事業者は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）によって廃棄物の処理状況を把握し、適正に処分されたかどうかを確認しなくてはなりません。不法投棄などは、実行者だけでなく、委託者（排出事業者）も責任を問われます。

⇒【一般廃棄物と産業廃棄物】

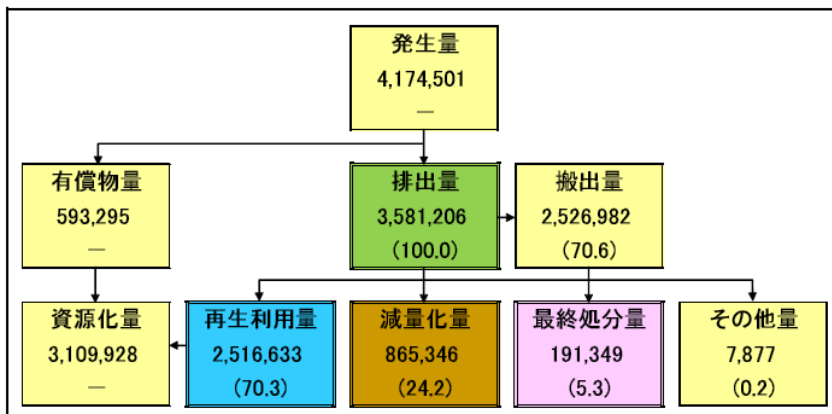


2) 産業廃棄物のゆくえ

2007年度に名古屋市内で発生した産業廃棄物は約417万トンで、そのうち有償物となった約59万トン（全体の14%）を除く約358万トン（全体の86%）が産業廃棄物として排出されました。

このうち、再生利用されたのが約252万トン（排出量の70%）、焼却などによって減量化されたのが約87万トン（排出量の24%）で、最終処分として埋め立てられた量は約19万トン（排出量の5%）でした。

＜図表6-5＞産業廃棄物のゆくえ



注1) 単位：t

注2) 下段は、排出量に対する比率を示す（%）

出典：名古屋市産業廃棄物実態調査結果（平成19年度実績）のあらまし（名古屋市、2009）

3) 産廃税とは

産廃税とは、産業廃棄物税の通称で、産業廃棄物を最終処分場または中間処理施設へ搬入することに対して税を課すものです。

課税の方法は、最終処分場や中間処理施設へ搬入する産業廃棄物の重量を基に事業者に対して課税します。ただし、中間処理施設へ搬入する場合は、乾燥、脱水、焼却、破碎など産業廃棄物の減量化などを行うため、搬入量に対して直接課税するのではなく、一定の率を割り引いたあとの重量で課税します。

この税は、国が法律で定めるものではなく、各自治体が条例によって定める**特定**の目的に対して行うもので、法定外目的税といわれています。

全国で最初にこの産廃税を導入したのは三重県で、2002年4月から課税を始めています。

●産廃税導入の状況

産廃税の導入は、都道府県を中心に進んでおり、27道府県（2007年4月時点）で導入されています。

産業廃棄物の県境移動に対応して、複数の県で共同して導入する例もみられません。2003年4月の岡山・広島・鳥取3県の共同導入に続き、2004年1月には青森・岩手・秋田の3県と滋賀県、2004年4月には新潟・奈良・山口の3県が、2005年4月には福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島島の7県と宮城・京都・島根3府県が導入しました。2006年4月には沖縄・福島の2県、2006年10月には北海道、山形県、そして2007年4月には愛媛県で導入されています。

なお、中核市以上での導入例としては、北九州市の「環境未来税」（2003年10月導入）があります。

●愛知県の産廃税（産業廃棄物税）

愛知県は「モノづくり」が盛んなところで、32年連続で製造品出荷額などの総額が全国1位（2008年現在）となっています。そのため、発生する産業廃棄物量も多く、県内の最終処分場の残存容量も急速に減少しています。

そこで、愛知県では産業廃棄物の発生量を抑え、かつそのための施策の財源を確保するため、2006年4月から「産業廃棄物税」を導入しました。

産業廃棄物については、さまざまな施策や事業者の努力もあり、減量化や再資源化が進んできていますが、それでも最終処分場の残存容量はひっばくし、依然として不適正処理が行われています。限りある資源を守り、安心して生活できる環境を維持するためにも、さらなる取り組みと努力が行政や事業者にも求められています。

●産廃税における課題

産廃税が導入されると、まだ導入されていない地域へ産業廃棄物が移動される可能性があります。また、中間処理施設での導入を見合わせているところや課税額も異なる場合があるなど、自治体共通ではありません。中間処理施設に搬入し、埋め立てする場合は、二重課税になり中小処理業者には負担が重いなどの指摘もあります。産業廃棄物の広域移動を考えると、自治体ではなく国レベルでの検討が必要との意見もあります。

⇒【特定の目的】

産業廃棄物が増加しリサイクルへの対応などが図られてきたが、最終処分場の確保が難しく埋め立て容量が減少してきたことなどを背景に、発生の抑制やさらなるリサイクルの推進などと最終処分場の延命策としても検討されてきた。

産廃税による税収は、民間事業者を対象にしたごみ減量化のための技術開発や施設整備への助成がもっとも多く、優秀な処理事業者の育成、自治体のごみの減量化、リサイクルのための技術開発、処理施設の周辺整備などに使われることが多くなっている。